

原田正純 (Harada Masazumi, M.D., Ph.D.) 熊本学園大学

日本の戦後の高度経済成長期において、さまざまな環境破壊が起こった。その中でも四大公害といわれるものは住民の深刻な健康被害を引き起こした。如何に深刻だったかは、その全てが長期に及ぶ裁判闘争でしか被害者の救済問題が解決しなかったことで分かる。しかし、その問題解決の過程で医学、法律、行政はもちろん、さまざまな分野にさまざまな影響を残した。その中でも、水俣病は公害の原点と言われて、さまざまな分野に大きな影響を与え、今なお、未解決の問題を残している。

水俣病が公害の原点といわれるには主として二つの理由があった。一つは環境汚染による食物連鎖からの広範囲の中毒事件であったこと、一つは胎盤を通じて中毒が起こったことである。この二つは人類が初めて経験した事件であった。しかし、その被害の実態は未だに全て明らかになっていない。したがって、被害者の数さえも不明である。現在、分かっているのは認定患者 2,265 人、1996 年の和解で救済の対象になった患者 10,353 人、新たに 3,000 人が認定審査請求をおこなっていることである。

水俣病で学んだことは、公害は生理的な弱者（胎児、妊婦、幼児、老人、病人など）に重大な影響を与えること、また、公害が起こって差別が起こるのではなく、差別のあるところ（少数民族、貧困層、少数派など）に公害が起こることであった。

科学的に十分解明されるまで行政・企業が無策でいることは被害を拡大するのであって、ある程度の蓋然性が認められれば、被害拡大防止のための対策を立てる必要がある。企業にとっても早期に原因究明、その対策をとることが企業の利益にもつながる。

水俣病では環境を汚染することは子宮（次世代）を汚染することを意味した。すなわち、胎児性水俣病の発生であった。人類初のこの事実は予防医学、中毒学、胎生学、優生学、倫理学の面でも、また法律、政治、社会、福祉の面でもさまざまな影響を与えた。救済のための認定制度が出来たが、その運用について問題点が多い。認定の基準が恣意的に広くも狭くも操作できるシステムでは被害者の救済は司法の判断を待たざるをえなかった。

水俣病は単なる、一水俣地方に起こった特殊な、気の毒な事件ではない。そこにはグローバルな問題が内在している。裁判で争われた、因果関係、責任論、病像論、被害論はそのまま世界的な共通な問題を含む。例えば、長く争われた「何を水俣病とするか」という問題はカナダ、ブラジル、中国などの汚染地区での問題につながっている。また、微量汚染の問題は世界中の妊婦の問題につながっていた。

21世紀には、さらなる新しい環境問題が発生してくることが予想される。新しい事態の発生に対しては、水俣病の例で分かるように、従来の枠組みでは対応が不十分である。新しい学問のあり方、行政の枠組みの改革、情報の共有などが模索されるべきである。水俣病は人類の「負の遺産」である。ここから多くのことを学ぶことができる。水俣病の歴史を語ることによってそのことを証明したい。